

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税11) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税11)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 ①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が55%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る。) のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。  ※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者	
		《要望の内容》 当該特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を2年間延長する。	
		《関係条項》 ○ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第13条、第46条、第68条の31 ○ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5、第29条、第39条の60 ○ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の15、第20条の17、第22条の38	
5	担当部局	職業安定局障害者雇用対策課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和3年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、令和元年度まで適用期限の延長を重ねてきている。 昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度、平成22年度及び平成29年度には、法改正に併せて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。	
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日	

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることとしている。民間企業が障害者を雇用している率は、平成30年6月現在2.05%と法定雇用率(2.2%)を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>このため、本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備投資等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p>																							
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務)</p>																							
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において、労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標3:労働者等の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標3-1:高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標IX:障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること</p> <p>施策目標1-2:障害者の雇用を促進すること</p>																							
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率の達成</p>																								
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時(平成28年6月1日現在)1.92%であったところ、平成30年6月1日現在は2.05%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%(約3万9千人)増加し、約53.5万人となっている。</p>																							
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用件数</td> <td>機械等</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>18</td> <td rowspan="2">31</td> <td rowspan="2">29</td> <td rowspan="2">30</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27~29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より</p> <p>※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	適用件数	機械等	39	37	28	18	31	29	30	建物等				11
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																		
適用件数	機械等	39	37	28	18	31	29	30																		
	建物等				11																					

② 適用額

(百万円)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度
適用 額	機械等	808	208	42	26	47	44	45
	建物等				17			

※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より

※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)

③ 減収額

(百万円)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度
減収 額	機械等	189	49	10	6	11	10	11
	建物等				4			

※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の数値より推計(別紙参照)

※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

平成30年6月1日の民間企業(45.5人以上)の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%(約3万9千人)増加し、約53.8万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.2%に寄与したものとと言える。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

○ 障害者雇用の経験の有無に関わらず、課題や制約となる事項として、「物理的な環境整備」(約2割が課題や制約となる事項として回答)が、「作業内容・手順の改善」(費用は原則かからない。)に次ぐ第2位となっており※1、施設・設備の整備に対する費用負担軽減の措置の重要性は非常に高い。

○ 特に、障害者雇用ゼロ企業の問題が深刻である※2中、「これまで障害者を雇用したことがない」企業の方が、「現在、障害者を雇用している」企業よりも、「物理的な環境整備」を課題や制約となる事項として回答する企業の割合が高い※1ことも踏まえ、本措置を継続する必要性の高さも確認できる。

※1 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「中小企業における障害者雇用促進の方策に関する研究報告書」(2013年)P.59

			<p>※2 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月 21 日閣議決定)において、「障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。」とされている。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>平成 30 年6月1日の民間企業(45.5 人以上)の障害者の実雇用率は 2.05%であり、前年の 1.97%から 0.08 ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経营地盤の安定化やそれによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者の雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、もって事業主が障害者を雇用することにつながることを期待できるものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者を多数雇用事業所の施設投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年8月(H29 厚労 06)

## 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度に係る推計について

## 1. 平成 30 年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数について】

- 平成 30 年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明書」等をハローワークに申請した企業 25 社に対して、アンケート調査を実施した。

回答があった 11 社のうち、機械等については 8 社、建物等については 5 社、本特例の措置の適用があった旨の回答があった。

これを踏まえ、以下のとおり、適用数の推計を行った。

調査対象	回答有			未回答				
25 社	11 社	適用有 8 社	<table border="1"> <tr> <td>機械等</td> <td>建物等</td> </tr> <tr> <td>8 社</td> <td>5 社</td> </tr> </table>	機械等	建物等	8 社	5 社	14 社
機械等	建物等							
8 社	5 社							

## ・ 機械等

14 社（未回答企業）× 8 社（適用有の企業）／11 社（回答企業）

≒ 10 社

8 社 + 10 社 = 18 社

## ・ 建物等

14 社（未回答企業）× 5 社（適用有の企業）／11 社（回答企業）

≒ 6 社

5 社 + 6 社 = 11 社

## 【特別償却額について】

- アンケート調査から集計した 1 社ごとの特別償却額の平均値に、適用件数を乗じることで特別償却額を推計。

・ 機械等： 1,445 千円（平均特別償却額） ※<sup>1</sup> × 18 社 = 26,010 千円

・ 建物等： 1,616 千円（平均特別償却額） ※<sup>2</sup> × 11 社 = 17,776 千円

※1 アンケート調査により機械等について適用したと回答いただいた 8 社の特別償却額の合計額：11,562 千円を 8 で除したもの。

※2 アンケート調査により建物等について適用したと回答いただいた 5 社の特別償却額の合計額：8,081 千円を 5 で除したもの。

## 【減収額について】

- 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じることで推計。
  - ・ 機械等：26,010千円×0.232=6,034千円
  - ・ 建物等：17,776千円×0.232=4,124千円

## 2. 平成27～29年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数及び特別償却額について】

- 平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より記載

## 【減収額について】

- 1と同様の方法により、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に記載の特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計。

## 3. 令和元年度以降の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数について】

- 各年度の前3年度分の実績（推計値※）を平均したものと推計。  
※ 平成30年度分は、機械等の18と建物等の11を足した29で計算。

## ・ R元年度：

$$(H28 \text{ 実績 } (37) + H29 \text{ 実績 } (28) + H30 \text{ 推計値 } (29)) \div 3 = 31$$

## ・ R2年度：

$$(H29 \text{ 実績 } (28) + H30 \text{ 推計値 } (29) + R \text{元推計値 } (31)) \div 3 = 29$$

## ・ R3年度：

$$(H30 \text{ 推計値 } (29) + R \text{元推計値 } (31) + R2 \text{推計値 } (29)) \div 3 = 30$$

## 【特別償却額について】

- 上記で算出した適用件数について、機械等と建物等の割合を平成30年度の割合から機械的に算出し、機械等・建物等それぞれの平成30年度の平均特別償却額を、上記で算出した適用件数に乗じることで推計。

## ・ R元年度：

$$( \text{機械等} ) \quad ( \text{建物等} )$$

$$31 \times 18 \div 29 \times 1,445 \text{ 千円} + 31 \times 11 \div 29 \times 1,616 \text{ 千円} = 46,806 \text{ 千円}$$

・ R 2 年度：  
    (機械等)                    (建物等)  
 $29 \times 18 / 29 \times 1,445 \text{ 千円} + 29 \times 11 / 29 \times 1,616 \text{ 千円} = 43,786 \text{ 千円}$

・ R 3 年度：  
    (機械等)                    (建物等)  
 $30 \times 18 / 29 \times 1,445 \text{ 千円} + 30 \times 11 / 29 \times 1,616 \text{ 千円} = 45,296 \text{ 千円}$

【減収額について】

- 1 と同様の方法により、上記で算出した特別償却額に法人税率 (23.2%) を乗じることで推計。
- ・ R 元年度： $46,806 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,859 \text{ 千円}$
  - ・ R 2 年度： $43,786 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,158 \text{ 千円}$
  - ・ R 3 年度： $45,296 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,509 \text{ 千円}$